

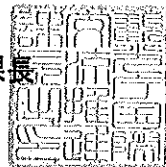


観 国 交 第 6 5 号

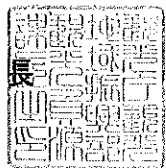
平成25年5月14日

中華人民共和国訪日観光客受入旅行会社連絡協議会会長 殿

観光庁国際交流推進課長



観光庁観光資源課長



有資格の通訳ガイドの使用の徹底について（周知依頼）

標記については、従来から、通訳案内士法等（※）及び旅行業法（昭和24年法律第239号）並びに「無資格通訳ガイドの使用禁止の徹底について」（平成17年4月20日付け国土交通省国総旅振第32号）に基づく適切な取扱いを要請してきているところです。さらに、平成24年1月に「中国国民訪日団体観光旅行取扱マニュアル」、「中国国民訪日個人観光旅行取扱マニュアル」、「中国国民訪日個人旅行（沖縄及び東北三県数次）取扱マニュアル」を改訂し、通訳ガイドの資格を有しない者に有償で通訳案内をさせてはならない旨、通知しています。

しかしながら、平成25年2月に通訳案内士制度の周知強化の一環として、観光庁が実態調査を行ったところ、中国人旅行者向けのツアーの中には、通訳案内士法等に基づく資格を有さない一般の添乗員に通訳案内業務を行わせるなど、法令の遵守が徹底されていない場合が複数見受けられました。

このような通訳案内士法に抵触する形での無資格ガイド行為が多発すれば、訪日外国人旅行者に対して良質なガイドサービスが提供されず、訪日外国人旅行者の不満となり、日本との交流を損ねることにつながりかねません。

つきましては、貴協議会傘下の各会員旅行業者において、インバウンド業務及び外国人を対象とした本邦内のツアーを取り扱う場合、通訳案内は必ず通訳案内士法に基づく資格を有する者に行わせることとし、くれぐれも無資格者の使用により、旅行業法第13条第3項において禁止する法令違反行為の助長に関与することのないよう改めて周知徹底願います。

本件については、同日付け観国交第65号でお知らせしているとおり、帰国報告書の様式を変更し、通訳案内士及び添乗員の記載欄を設けています。事後的な調査・確認に使用しますので、当該欄の記載についても遺漏なきよう周知徹底願います。

なお、通訳案内士が行う通訳案内業務とは、外国人に付き添い、有償で、外国語を用いて、単に日本語を翻訳して伝えたり、旅行の円滑な実施上必要不可欠な範囲内で事物の名称等を伝えるにとどまらず、その事物の背景にある我が国や地域の地理、歴史、文化、政治等を含めて、自らの知識を用いて、能動的・積極的に説明を行う行為をいい、その際には通訳案内士の資格が必要になります。一方、添乗員が行う添乗業務については、宿泊その他の手続きの実施、集合時間・場所の設定等、旅行の円滑な実施のために不可欠な旅程管理行為となっており、通訳案内業務とは異なる。詳しい典型的な通訳案内業務の例については、「無資格通訳ガイドの使用禁止の徹底について」（平成17年4月20日付け国土交通省国総旅振第32号）をご参照願います。

※ 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律
（平成9年法律第91号）

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）

総合特別区域法（平成23年法律第81号）

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）